**業務管理体制の整備に関する事項の届出について**

**１　事業者が整備する業務管理体制**

（障害者総合支援法第５１条の２，第５１条の３１，児童福祉法第２１条の５の２５，第２４条の１９の２，第２４条の３８，障害者総合支援法施行規則第３４条の２８，第３４条の６２，児童福祉法施行規則第１８条の３８，第２５条の２３の２及び２５条の２６の９）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務管理体制の内容 |  |  | 業務執行の状況の監査を定期的に実施 |
|  | 業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「**法令遵守規程**」）の整備 | 業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「**法令遵守規程**」）の整備 |
| 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「**法令遵守責任者**」）の選任 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「**法令遵守責任者**」）の選任 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「**法令遵守責任者**」）の選任 |
| **事業所****等の数** | **20未満** | **20以上100未満** | **100以上** |

**２　届出書に記載すべき事項**

（障害者総合支援法施行規則第３４条の２８，第３４条の６２，児童福祉法施行規則第１８条の３８，第２５条の２３の２及び２５条の２６の９）

|  |  |
| --- | --- |
| **届出事項** | **対象となる事業者** |
| 1. 事業者の名称又は氏名

〃　主たる事務所の所在地〃　代表者の氏名，生年月日，住所，職名 | 全ての事業者 |
| 1. 「法令遵守責任者」（注１）の氏名，生年月日
 |
| 1. 上記に加え，「法令遵守規程」（注２）の概要（注３）
 | 事業所等の数が**20以上**の事業者 |
| 1. 上記に加え，

「業務執行の状況の監査の方法」の概要（注４）　　　　　　　　　　 | 事業所等の数が**100以上**の事業者 |

（注１）法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

（注２）業務が法令に適合することを確保するための規程

（注３）「法令遵守規程」について

　　　　　法令遵守規程には，法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが，必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく，例えば，日常の業務運営に当たり，法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど，事業者の実態に即したもので構いません。

　　　　　届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては，必ずしも改めて概要を作成

する必要はなく，この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また，法

令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

（注４）「業務執行の状況の監査」について

　　　　　事業者が医療法人，社会福祉法人，特定非営利法人，株式会社等であって，既

に各法の規定に基づき，その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委

員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監

査を行っている場合には，その監査をもって障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

　なお，この監査は，事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による

外部監査のどちらの方法でも構いません。また，定期的な監査とは，必ずしも全

ての事業所に対して，年１回行わなければならないものではありませんが，例え

ば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど，効率的かつ効

果的に行うことが望まれます。

　届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては，事業者がこ

の監査に係る規程を作成している場合には，当該規程の全体像がわかるもの又は

規程全文を，規程を作成していない場合には，監査担当者又は担当部署による監

査の実施方法がわかるものを届け出てください。

**３　業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先**

（障害者総合支援法第５１条の２，第５１条の３１，児童福祉法第２１条の５の２５，第２４条の１９の２，第２４条の３８，障害者総合支援法施行規則第３４条の２８，第３４条の６２，児童福祉法施行規則第１８条の３８，第２５条の２３の２及び２５条の２６の９）

届出先は，事業所等の所在地によって決まるものであり，主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 届出先 |
| 1. 事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者
 | 厚生労働省本省（社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室） |
| 1. 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者
 | 市町 |
| 1. ①および②以外の事業者
 | 広島県健康福祉局障害者支援課指導検査グループ |

【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の届出先】

　〒100－8916

　　東京都千代田区霞が関１－２－２

　　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係

　　　TEL 03-5253-1111（内線３００９）

　　　FAX 03-3580-6094

**４　届出に必要な様式等について**

（障害者総合支援法第５１条の２，第５１条の３１，児童福祉法第２１条の５の２５，第２４条の１９の２，第２４条の３８，障害者総合支援法施行規則第３４条の２８，第３４条の６２，児童福祉法施行規則第１８条の３８，第２５条の２３の２及び２５条の２６の９）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出が必要となる事由 | 様式 |
| 1. 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

※　全ての事業者は，平成２４年４月１日以降，届け出る必要があります。 |  |
|  | 障害者総合支援法第５１条の２第２項，第５１条の３１第２項に基づく場合 | 第３号の３様式 |
|  | 児童福祉法第２１条の５の２５第２項，第２４条の１９の２，第２４条の３８第２項に基づく場合 | 第６号の５様式 |
| ②　事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合※　この区分の変更に関する届出は，変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。例：広島県のみで事業展開していた事業者が，新たにＢ県においても事業を開始した場合届出先　広島県知事　→　厚生労働省本省に変更 |  |
|  | 障害者総合支援法第５１条の２第４項，第５１条の３１第４項に基づく場合 | 第３号の３様式 |
| 児童福祉法第２１条の５の２５第４項，第２４条の１９の２，第２４条の３８第４項に基づく場合 | 第６号の５様式 |
| 1. 届出事項に変更があった場合

**○ただし，以下の場合は変更の届出の必要はありません。**　・事業所等の数に変更が生じても，整備する業務管理体制が変更されない場合　・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 |  |
|  | 障害者総合支援法第５１条の２第３項，第５１条の３１第３項に基づく場合 | 第3号の4様式 |
| 児童福祉法第２１条の５の２５，第２４条の１９の２，第２４条の３８第３項に基づく場合 | 第６号の6様式 |